（お知らせ）

令和８年１１月６日
防　　衛　　省

海賊対処行動の継続について

標記について、本日の閣議で決定されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

１　趣旨

ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数については、平成２１年から平成２３年まで年間２００件以上発生していましたが、自衛隊を含む各国部隊による海賊対処活動をはじめとした国際社会の継続的な取組により、ピーク時に比べて低い水準で推移しています。

しかし、海賊を生み出す根本的な原因は未だ解決しておらず、依然予断を許さない状況にあります。

極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾における航行の安全確保に万全を期し、国際協調主義に基づき、国際社会の平和と安定に引き続き貢献していくことが重要であることから、新たな海賊対処要項を作成し、海賊対処行動を１年間継続することとしました。

２　現行の海賊対処要項からの変更点

海賊対処行動を命ずる期間を「令和７年１１月２０日から令和８年１１月１９日までの間」から「令和８年１１月２０日から令和９年１１月１９日までの間」とします。

また、現在の海賊対処要項の活動期間中に派遣する固定翼哨戒機をＰ－３ＣからＰ－１に変更することとしていましたが、本年８月に変更が完了したため、固定翼哨戒機に関する記載を変更しています。